

令和7年度ちばの木ふれあい空間創出事業 募集要領

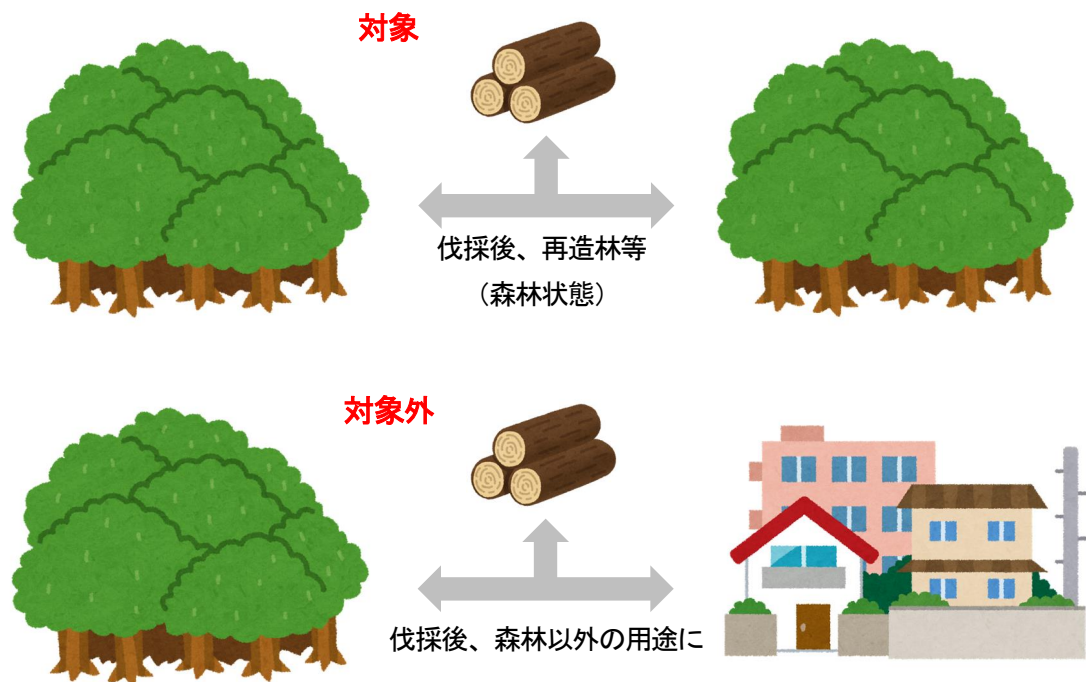
1 事業の概要

公共建築物や多くの県民が利用する展示効果の高い民間施設において、県産木材^{*1}を使用した内装等の木質化や木製品の設置に係る経費を支援することにより、県産木材の利用促進を通じて森林の健全な育成を図ります。

*1 「県産木材」とは、次の3つの条件を満たす木材をいう。

- イ 千葉県内の国有林または地域森林計画対象民有林で伐採されていること。
- ロ 間伐材等または適正な手続きを経て主伐後に再造林等が計画されている森林^{*1}から伐採されていること。
- ハ ちばの木認証センターが行うちばの木認証制度^{*2}等により、産地及び合法性が証明されていること。

※1 森林の主伐後に再造林等をしない場合、森林資源の循環利用につながらないため、本事業の対象となる木材を間伐材や主伐後に再造林が計画されている森林から伐採されたものに限定しています。



※2 千葉県内の森林から森林法等の法令に基づき、適切な手続きを経て伐採された木材及び製材加工等された木材製品の産地及び合法性を証明する制度。

木材の納入業者に上記の条件を満たす木材を納入できるか確認をお願いします。

2 対象となる事業内容

(1) 内装等の木質化

〔建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。〕

→総木材使用材積^{*2}に対して県産木材の使用率が80%以上とする。また、木質化のみ実施する場合は、木質化する延べ面積が20㎡以上とする。

*2 木質化に係る総木材使用材積の対象範囲は、この事業により木質化に取り組む範囲とします。範囲については応募前に御相談ください。

- ・内装等を実施しようとする箇所について、既存の内装等が木質であった場合 →対象外
- ・県産木材を下地材として使い、見える部分は県産木材ではない場合 →対象外
- ・県産木材を見える部分に使用し、下地材が必要となる場合
→下地材も補助対象。しかし、下地材は総木材使用材積には計上しません。

(2) 木製品の設置

〔机、椅子、ベンチ、棚、間仕切りなどの什器^{じゅう}で主に木材を使用し製作されたものを設置すること。小物類は含まない。〕

→総木材使用材積に対して県産木材の使用率が原則として100%^{*3}とする。スチール等の異素材との組み合わせや金具の使用は可能ですが、県産木材の占める割合が少ないものは対象となりません。

*3 強度や硬さなど構造耐力上、県産木材では対応できない場合や、特殊加工が必要等で認証材が入手できない場合など、事情やむを得ない場合に限り、県産木材以外の木材の使用を必要最小限で認めることがあります。

- ・既存の木製品を処分して、同様の木製品を導入する場合 →対象外

3 対象となる施設

公共建築物^{*4}、民間の展示効果の高い施設^{*5}で以下の(1)～(5)に該当するもの。

*4 公共建築物：「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」(平成22年政令第203号)第1条に定められたもの

*5 民間の展示効果の高い施設：不特定多数の県民が利用する民間施設で、事業により整備した内装や木製品等を多くの方々が利用することができる施設

(例) 銀行、郵便局、交通機関(待合施設、停留所等)、観光施設、ショッピングモール、店舗、飲食店、コンビニエンスストア、病院(待合スペース等) など

(1) 千葉県内に所在すること。

(2) 応募者が所有し、又は維持管理する施設であること。

(3) 利用者が特定の団体や契約会員等のみに限定されず、不特定多数の者が利用できる施設であること。また、事業実施後8年以上継続的に不特定多数の者の利用が可能であること。

(4) 事業実施年度の2月末までに、内装等の木質化の工事又は木製品の設置が完了する見込みであること。

(5) 事業実施後、対象施設に事業名とちばの木を使用して整備した内容を、施設利用者に対して示すための表示板^{*6}を設置できること。

*6 表示板は継続的に利用できる強固な素材のものとすること。別紙「参考(表示板)」参照。

4 応募者の要件

- (1) 社団法人、財団法人、社会福祉法人等の公共的団体
法人格を有すること。
- (2) 民間事業者
法人登記がなされていること。

※補助を受けようとする者(法人にあってはその役員等)が以下の①～⑤のいずれかに該当する場合は応募できません。

- ①千葉県税を滞納しているもの
→補助金交付申請書に納税証明書の添付又は千葉県税の完納情報提供に関する同意書が必要です
- ②暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員
- ③暴力団又は暴力団員を利用する行為、暴力団員等に対する金品若しくは便宜の供与等をした者
- ④県の事務等に関し、請負契約・物品を購入する契約等の相手方が暴力団員であることを知りながら、当該契約をした者
- ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
→補助金の交付に当たって千葉県警察本部に照会を行います

5 補助金の額

- ・補助対象経費の1/2以内、上限額100万円。
ただし、年間の利用者数が延べ2万人以上で、既定の表示板設置のほかに独自に県産木材のPRに取り組む、特に高い展示効果が見込まれる施設については、上限額を400万円とします。なお、独自のPRの実施状況について、事業実施翌年度に報告が必要です。
- また、学校・社会福祉施設は上限100万円とします。
- ・補助は同年度において、1対象施設につき1回以内とします。
- ・木製品には小物類は含みません。1製品当たり2万円以上のものを対象とします。
- ・表示板の設置に係る経費は、補助対象経費に入りません。

補助対象経費

区分	補助対象経費
内装等の木質化	内装等の木質化に係る工事費(資材費、労務費、諸経費)
木製品の設置	木製品の購入、設置に要する経費(購入費、加工費、組立費、設置費、運搬費)

【補助対象外】

- ・ 事務室や執務室等、限られた者のみが利用する場所
- ・ 県から補助金の交付決定を受ける前に工事着手又は購入したもの
- ・ 既施設の内装等の取り壊しや什器等の廃棄等の経費
- ・ 国等の補助金の対象となるもの
- ・ その他、補助することが不適当と判断されるもの

6 応募手続き

(1) 応募方法

原則メールで提出すること。

〔 受付時間：土日祝日を除く午前9時～午後5時
 郵送の場合は、到達状況を確認できる方法で送付してください。 〕

(2) 応募書類（5頁を参照）

様式は千葉県ホームページからダウンロードすることができます。

(3) 提出部数

1部

(4) 応募先・問合せ先

千葉県農林水産部森林課 森林経営管理室（千葉県庁本庁舎16階）

住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話：043-223-2966 FAX：043-225-7448 E-mail：mokusai@mz.pref.chiba.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/mokusai/k-bosyu.html>

7 審査

(1) 審査方法

県森林課で事業計画を審査し、予算の範囲内で事業の採択の可否を決定します。

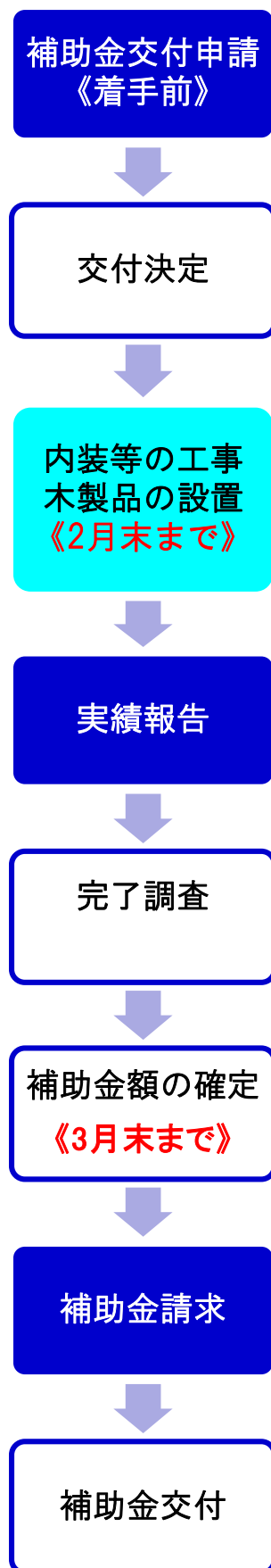
なお、審査は、提出書類の補正（修正）が終了し、全ての書類が整った順に行いますので、補正指示があった場合には速やかに修正の上で再提出してください。

(2) 審査結果の通知

応募者全員に文書で通知します。

なお、事業効果を高めるため、採択に当たり事業計画の修正を条件とする場合があります。

8 手続きの流れ



《 応募書類 》

- 1 ちばの木ふれあい空間創出事業補助金交付申請書
(要綱第1号様式)
- 2 ちばの木ふれあい空間創出事業計画書
(要領第1号様式)
- 3 申請者の概要(要領第2号様式)
- 4 添付資料
 - (1) 対象施設の所在地を表示した位置図
 - (2) 対象施設のパンフレット・写真
 - (3) 想定される利用者数の積算根拠資料
 - (4) 内装等の木質化に係る資料
 - ア 木質化実施箇所周辺の写真
 - イ 設計図
(立面図、平面図、断面図、内観イメージ図等)
県産木材の使用箇所がわかるよう明示すること。
 - ウ 完成イメージ図等
 - (5) 木製品の導入に係る資料
 - ア 木製品を設置する箇所周辺の写真
 - イ 木製品の配置図
 - ウ 既製の木製品を導入する場合は、パンフレット等の製品の仕様がわかる資料
 - エ 木製品を製作する場合は、設計図(立面図、平面図等)
 - (6) 木材使用量明細書
 - (7) 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料(見積書等)
 - (8) 要綱第5条第7号に規定する表示板に係る資料(仕様図・設置箇所等)
 - (9) 補助対象施設を所有等していることが確認できる書類
 - (10) 千葉県税の完納情報提供に関する同意書(要領第3号様式)、
または完納証明書の写し
 - (11) 法人登記の全部事項証明書の写し
 - (12) 直近の決算に係る損益計算書
 - (13) 誓約書(要綱第7号様式)
※電子データで提出する場合、
原本を申請者が保管すること。
 - (14) 役員等名簿(要綱第8号様式)
 - (15) その他知事が必要と認める資料

: 応募者の行う手続き

: 県が行う事務

9 その他留意事項

- (1) 提出された応募書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- (2) 本事業は、この募集要領のほか「千葉県補助金等交付規則」、「ちばの木ふれあい空間創出事業補助金交付要綱」、「ちばの木ふれあい空間創出事業実施要領」に即して実施していただきます。
- (3) 採択後、応募要件に該当しないことが判明した場合、または、応募書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがあります。
- (4) 本事業により整備した施設等について、事業の趣旨に沿って善良に管理するものとします。ただし、当該施設等の耐用年数が経過したと判断される場合は、この限りではありません。
- (5) 本事業により整備した施設について、県が県産木材の普及啓発を目的として行う広報用素材の撮影、施設見学会の開催、アンケート調査などの広報活動に協力するものとします。また、県が広報用素材として撮影した画像及び事業実施主体が県に提出した画像を、県のホームページやパンフレット等で使用することに同意するものとします。なお、補助金の対象外の施設整備の進捗等により、補助金の完成検査時に広報用素材の撮影ができなかった場合は、後日、広報用素材として写真を提出していただくこととなります。
- (6) 審査に当たり、内装等工事や木製品の内容について問い合わせることがあります。このことについて施工業者等に委任する場合、委任状を提出してください。

要綱第 5 条第 7 号に規定する表示板に係る資料

仕様図

(例) 「×年度ちばの木ふれあい空間創出事業」により建築しました。 次の設備について、千葉県産の木材を使用しています。 ・ちばの木のテーブル ・フローリングの一部 年月 この事業には森林環境譲与税が活用されています。	＜寸法＞ 縦 000 cm 横 000 cm 厚み 000 cm ＜材質＞ 〇〇〇
	【必ず記載する内容】 ・事業名 ・県産材を使用していること。 ・設置物の内容（天井、壁、棚・・・等） ・森林環境譲与税を活用していること